

静岡県監査委員告示第2号

平成28年12月12日付けで受け付けた静岡県職員措置請求について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第4項の規定に基づき監査した結果を次のとおり公表する。

平成29年2月14日

静岡県監査委員 青木 清高

静岡県監査委員 城塚 浩

静岡県監査委員 鈴木 利幸

静岡県監査委員 落合 慎悟

第1 請求人

焼津市栄町2丁目7番15号 清水 金幸

静岡市葵区南安倍一丁目5番24号 桜井 建男

第2 監査の請求

1 措置請求書の受付

平成28年12月12日 静岡県職員措置請求書（以下「措置請求書」という。）受付

2 請求の内容

静岡県監査委員 青木清高 様
城塚 浩 様
鈴木利幸 様
落合慎悟 様

静岡県職員措置請求書

I. 請求の要旨

- 1 (1) 静岡県バスケットボール協会（以下協会という）は、女子バスケット五輪アジア予選で補助金を

	1995年	1999年	合計
静岡県	2千万円	1,734万円	3,734万円
静岡市	4千万円	3,468万円	7,468万円
日本バスケットボール協会	5千万円	4,335万円	9,335万円
		合計	20,537万円

の交付を受けた。

- (2) この2大会での協会の余剰金は8814万8303円に達した。

- 2 (1) しかるに、当時の一部役員が余剰金88,148,303円を定期預金として静岡市内の金融機関3か所（S S信金登呂支店36,085,805円、S C銀行静岡支店3千万円、S銀行丸子支店22,062,498円）に分散して預金し、

その後、NC証券静岡支店で2002年6月19日に静岡県債と埼玉県債合計1995万円を購入運用したり、2009年10月5日、S銀行丸子支店で国債3000万円を購入運用した。

(2)協会は2007年に、浜松市などで2006年に開かれた男子世界選手権の運営赤字補てん名目で日本バスケットボール協会(JBA)に1000万円を振り込んだ。

3 1999年に解約された6,124,846円の預金と2010年に出金された1000万円の使途が不明となっている。

4 (1)ところで、静岡県補助金等交付規則17条2項は、「県費補助事業者又は間接補助事業者等に交付すべき県費補助金等又は間接補助金等の額を確定した場合において、すでにその額をこえる県費補助金等又は間接補助金等が交付されているときは、期限を定めて返還させなければならない」と定めている。

(2)よって、協会が余剰金88,148,303円を裏金化することは許されず、協会は県に返還すべきであるし、県は協会に対し返還を求めるべきである。

(3)県、市及び日本バスケットボール協会が交付した補助金の比率は

$$\frac{3734 \text{ 万}}{20537 \text{ 万円}} \quad \cdot \quad \frac{7468 \text{ 万}}{20537 \text{ 万円}} \quad \cdot \quad \frac{9335 \text{ 万}}{20537 \text{ 万円}}$$

$$=0.182 : 0.363 : 0.455$$

となるから、按分すると

$$16,042,991 : 31,997,834 : 40,107,478$$

となる。

5 よって、静岡県が協会に支払った補助金の内、16,042,991円を返還しないのは違法不当であるから静岡県の蒙った損害の補てんのために必要な措置を講ずるよう求める。

II. 請求者

〒425-0027 焼津市栄町2丁目7番15号
団体役員 清水 金幸

〒420-0054 静岡市葵区南安倍1-5-24
年金生活者 桜井 建男

請求者代理人 〒420-0862 静岡市葵区安東柳町1番地の3
弁護士 藤森 克美

以上のとおり、地方自治法242条1項の規定に基づき、別紙事実証明書を添え、必要な措置の請求をする。

2016年12月12日

(注) 措置請求書原文に即して記載した。

なお、措置請求書には、事実を証する書面として次の書面が添付されている(内容は省略)。

甲第1号証 第16回女子アジアバスケットボール選手権大会報告書(4枚)

甲第2号証 1995年・1999年ABC大会における補助金交付額(1枚)

甲第3号証 補助金を原資として不正に蓄えられた資金（1枚）

甲第4号証 資金の流れを示した資料（1枚）

甲第5号証 新聞記事の写し（1枚）

甲第6号証 新聞記事の写し（1枚）

甲第7号証 平成27年度静岡県バスケットボール協会貸借対照表（決算書）（1枚）

3 請求の要件審査

監査の実施に当たり、本件措置請求が地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）第242条に規定する要件に適合しているか否かについて審査を行ったところ、請求の一部については要件を具備しているか疑義があったが、監査・陳述の中で明らかにすることとし、平成28年12月21日に受理することを決定した。

第3 監査の実施

1 監査対象事項

措置請求書の記載や請求人の陳述から、請求人は、知事が、平成7年度（1995年度）及び平成11年度（1999年度）に、静岡県バスケットボール協会（以下「県協会」という。）に交付した補助金の一部16,042,991円が余剰金となっていて、県協会がそれを裏金化しているのに、知事は、不当利得返還請求権又は不法行為に基づく損害賠償請求権を行使することにより、その返還を県協会ないし実行行為者に求めるべきであるにもかかわらず、それを怠っていることが違法・不当であると主張していると解し、以下の事項を監査対象事項とした。

- (1) 自治法第242条第1項に規定する「財産」は存在するか。
- (2) 上記(1)の「財産」が存在した場合、自治法第242条第1項に規定する「違法又は不当に財産の管理を怠る事実」があるか。

2 監査対象機関

文化・観光部 スポーツ局 スポーツ振興課

3 請求人の証拠の提出及び陳述（要旨）

請求人に対して自治法第242条第6項の規定により陳述の機会を設けたところ、請求人は、平成29年1月16日に陳述を行った。陳述には同条第7項の規定により監査対象機関の立会いを認め、監査対象機関が立ち会った。

請求人は、陳述に際し、次のような「準備書面（1）」及び「意見陳述」を提出した。

監査第52-2号
静岡県代表監査委員 青木清高 殿
2017年1月16日
請求人兩名代理人 弁護士 藤森克美
準備書面（1）
（請求原因の追加申立）
1 請求人代理人は措置請求書2頁の4項（1）、（2）において、静岡県補助金等交付規則17条2項を根拠として余剰金を裏金化することはゆるされないと主張しました。市に対しても同様の論拠で措置請求をしております。
2 本件に先立ち1月12日に行われた市監査委員会の請求人の意見陳述の席上において、市代表監査委員から質問があり、交付規則17条2項は不当利得の返還を定めたものであり、補助事業者に不法行為がある場合は17条1項を根拠とすべきではないかとの趣旨の発言があり、請求人代理人は17条、16条の条文の読み方、解釈が良く分からなかったため、17条2項を書いたもので、同項に拘るつもりはない旨答弁しました。
17条1項を適用すべきとする市代表委員の指摘が正しいと思われるが、本事案の場合、16条の

何項に該当すべきなのか、現在のところ請求人代理人にはよく分かっていない。

しかし、補助事業者に補助金の裏金化という不正があったことは明らかであったので、県知事は県バスケット協会ないし実行行為者に損害賠償請求権を行使すべきであるというのが請求人の意思である。

3 よって、請求原因の追加申立をなすものである。

以上

(注) 「準備書面(1)」原文に即して記載した。

静岡県代表監査委員 青木清高 殿

2017年1月16日

請求人兩名代理人弁護士 藤森克美

意見陳述

1. a 県バスケットボール協会会長が本件調査をするに至ったキッカケ

(1)①2016年2月16日に開かれた理事会において配布された定款案には、事務局(b 理事長)が事前に用意した定款案が配布されていたが、その55条には設立時社員の氏名、住所の欄は2人分存在していたが、いずれの人の氏名・住所は空欄であった。

事務局は、空欄のまま同日の理事会で、その定款案を代議員会の議題にかける議決を得た。

②c 副会長(d のバスケットボール部 部長)は理事会に出席したが、a 会長は欠席しており、事務局側から事前に、a 会長は上記定款案を見せられたことはないし、又説明も受けていない。

(2)①同年3月12日、代議員会が開催された。100名余を擁する代議員会であるが、事務局はその殆どから委任状出席を取り、代議員会に実際に出席した代議員は10名余と聞いている。a 会長は出席している。a 会長は、2月16日の理事会には出席していないので2月16日迄に配布された設立時社員の住所、氏名が印刷してある55条を見ていないが、3月12日に配布された定款案に55条(設立時社員の住所、氏名)の記載がなく(甲第9号証のp3)、設立時理事の中から障害者バスケットの理事が誰も登載されておらず(甲第9号証)、a 会長は疑問を感じた。

②代議員に事前に配布された資料には、2月16日に理事会で配布されていた定款案55条が削除されていた。

③3月14日、事務局からa 会長に理事就任承諾書の記名押印を求められたが、c 副会長からa は、2月16日にはあった55条が、3月12日に可決された定款では55条が削除されていると指摘された。そこでa 会長はc 副会長に協会の司法書士に確かめるよう指示した。

④3月16日、c 副会長が、司法書士に確認したところ、設立時社員がb 理事長とe 副理事長と記載されていることが判明した。

(3)①設立時社員は、専任の執行役員となり、理事や代議員を実質的に選任する権限を有する者で

あって、実力者の地位にある。

2月16日の理事会、3月12日の代議員会を通じて、事務局から設立時社員の発表・承認はなく、その上代議員会ではその条文を削除して定款を承認させようとしたものである。

② a 会長は、より透明度の高い社団法人を作るために、a 会長の外に市体育協会の会長で前静岡市長の f や東京の公認会計士を予定し、そのことを事務局に提案していたが、全く当該3名が設立時社員から外されていた。

2. その後の出来事

(1) 2016年4月29日付 静岡新聞（甲第10号証の1）

4月30日付 静岡新聞（甲第10号証の2）

5月1日付 静岡新聞（甲第10号証の3）

5月24日付 静岡新聞（甲第10号証の4）

に関連記事が報道されている。

(2) 5月24日付記事（甲第10号証の4）にあるとおり、静岡地裁に代議員から法人登記禁止を求める仮処分申立の報道記事と、a 会長が清水署に告訴状の提出の記事がある。

3. (1) その後、a 会長は、2016年3月12日に配布された代議員会資料 p 60の指定正味財産増減の部の「減少1(2)ABC基金特別会計」とある部分（甲第13号証）に気付き、検討した後、2016年5月に b 理事長宛に質問状を送付した。

(2) その後の理事会で、a 会長は2015年度県バスケットボール協会の決算書に、ABC基金5049万6528円の記載がある（甲第7号証）ことに気づき、2016年9月9日、甲第11号証の宣言書を作成し、メディアに配布して、全容解明に努めることを宣言した。その件を伝える新聞報道は2016年9月9日付（甲第12号証の1）と10日付の静岡新聞（甲第12号証の2）、9月10日付読売新聞（甲第12号証の3）である。

(2) 2016年11月19日に a 会長は記者会見を開き（甲第5号証静岡新聞、甲第6号証毎日新聞県内版）、席上でパワーポイントを用いて調査結果を公表した。甲第2から4号証は、パワーポイントで発表した補助金を裏金化した流れを示したものである。

4. a 会長は、記者会見という場で、事実を提示して事務局の裏金作りを糾弾した。これに対し、事務局側は、事実や証拠を挙げての反論反証をしていない。当然、県監査事務局等の調査の出番と思いきや、a 会長が公表した2016年11月16日から3週間余を経っても県や市監査事務局等が調査に動き出す姿勢は見られなかった。不可解なことである。

そこで、納税者の立場から、住民監査請求に至った次第である。

監査委員には、速やかな調査をした上で、速やかに余った補助金の返還を求める勧告を出して頂くことを求める。

以上

(注) 1 「意見陳述」原文に即して記載したが、「a」、「b」、「c」、「d」、「e」及び「f」は「意見陳述」原文では実名で記載されている。

- 2 陳述後、請求人代理人に確認したところ、「…と思いきや、a 会長が公表した2016年11月16日から3週間余を経っても…」は、「…と思いきや、a 会長が公表した2016年11月19日から3週間余を経っても…」の記載誤りとのことである。

なお、「意見陳述」には、事実を証する書面として次の書面が添付されている（内容は省略）。

- 甲第8号証 報告書2（20枚）
- 甲第9号証 報告書3（3枚）
- 甲第10号証の1 新聞記事の写し（1枚）
- 甲第10号証の2 新聞記事の写し（1枚）
- 甲第10号証の3 新聞記事の写し（1枚）
- 甲第10号証の4 新聞記事の写し（1枚）
- 甲第11号証 宣言書（1枚）
- 甲第12号証の1 新聞記事の写し（1枚）
- 甲第12号証の2 新聞記事の写し（1枚）
- 甲第12号証の3 新聞記事の写し（1枚）
- 甲第13号証 平成28年度代議員会資料（3枚）

陳述では、「意見陳述」等に沿って陳述がなされるとともに、次のような意見等が補足された。（意見等）

- ・ 本件については、平成28年9月の新聞報道で初めて知った。
- ・ 甲第3号証、甲第4号証の根拠となる事実は県協会会長側が全部裏をとっている。
- ・ 措置請求書にある「県協会が余剰金 88,148,303 円を裏金化することは許されず」の「裏金化」とは、県の補助金等交付規則から言えば、余ったお金はすぐに返さないといけない。それを返さないで県協会に残し、銀行や証券会社に預けてわからなくしたという意味である。
- ・ 措置請求書にある「協会は県に返還すべきであるし、県は協会に対し返還を求めるべき」とは、補助金等交付規則に基づいて、余れば返すべきということである。措置請求書を提出した段階では、不当利得でよいと思っていたが、時効の点があるので、不法行為も併せて請求したほうがよいと考えている。不当利得であれば、余れば利得した分を返せということ、不法行為であれば、県に損害を与えているので、県は相手に対して損害賠償請求すべきということである。住民監査請求の段階は、時効や除斥期間といった法律論の世界の問題ではなく、社会常識に合った結論を出せばよい。時効の援用は「裁判の中で援用しなさい」となっているので、監査請求の段階では、社会常識にかなった判断をしていただきたい。
- ・ 甲第1号証にある収支仮決算書の収入は、助成金や負担金のほかに、入場料や広告料等の収入もあるが、入場料等は本来の経費にまず充てるべきであり、補助金は、県民の税金であるから余った分は優先的に県民に返しなさいということである。
- ・ 甲第4号証の内容は、県協会会長側の調査チームが経理担当から聞いて、金融関係の裏づけも

とっていると聞いている。正確なことは、県協会会長ないし調査チームに聞いてもらった方が確かである。

- ・ 甲第7号証に「ABC基金50,496,528円」とあるが、県協会会長がこれを見て調査をしようというきっかけになったものである。平成26年度の決算書にはなかったと聞いている。平成25年度、24年度の決算書にもなかったと聞いている。金額が50,496,528円となっているのは、県協会の事務局でやっていたことでありわからない。余剰金の額88,148,303円は甲第3号証で合計するとこの額となるということである。
- ・ 甲第12号証の1の新聞記事に「一部役員側はこれまで特別会計の中で計上してきた」とあるが、その証拠を出していない。県協会理事長側が、計上してきたと言うなら、そういう資料を出してくれればよいのに出していない。

4 監査対象機関の意見書の提出及び陳述（要旨）

監査対象機関からは、平成29年1月13日付けで次のような意見書が提出された。

<文化・観光部長名>

静岡県職員措置請求に対する意見書

1 経緯

平成7年7月24日から30日にかけて開催された「アジア女子バスケットボール選手権大会」及び平成11年5月1日から9日にかけて開催された「第18回女子アジアバスケットボール選手権大会」に対する県や静岡市（以下「市」という。）の補助金を原資とした不明瞭な資金として、静岡県バスケットボール協会（以下「協会」という。）の基金の存在が平成28年9月9日の新聞で報道された。以降の経緯は以下のとおり。

- ・ 9月中旬 静岡県教育委員会（以下「教育委員会」という。）が保管している監査調書で当該補助金支出の事実を確認。なお、その他の関係書類は、保存期間を過ぎて現存していないことを確認。
- ・ 9月下旬 法務文書課に補助金の返還に係る法的解釈を確認。
- ・ 10月5日 9月議会文化観光委員会において、以下のとおり答弁。
*協会内部の調査の状況を見極めた上で、法的な権限に基づかない「任意の調査」の実施を検討する。
- ・ 10月中旬 報道されている内容や内部調査の進捗状況等を確認するため、訪問したい旨の意向を、協会会長、協会理事長の双方に伝達。
*協会会長から、訪問は、現在行っている調査の終了後にしてほしい旨、依頼あり。
- ・ 11月19日 協会会長が調査結果を公表。
*協会は、両大会の余剰金を計上しない虚偽の収支報告をし、県や市から補助金の満額交付を受けた。大会の余剰金88,148,303円を管理する口座を開設し、定期預金、国債等で運用。
- ・ 12月上旬 協会会長が公表した調査結果も踏まえ、状況確認のための訪問をしたい旨、協会理事長に伝えた。
*協会理事長から、訪問は、特別調査委員会の調査終了後にしてほしい旨、依頼あり。
- ・ 12月14日 12月議会文化観光委員会において、以下のとおり答弁。
*速やかに事情を確認する。
- ・ 12月中下旬 協会会長及び協会理事長と調査日程を調整。

・1月5、6日 協会会長及び協会理事長に対する任意の調査を開始

2 協会の余剰金について

請求書1(2)では「この2大会での協会の余剰金88,148,303円に達した」とあるが、平成7年度及び11年度に支出した全国規模スポーツ大会開催事業費補助金については、教育委員会において大会の収支決算報告も含めた実績報告書等の検査をした上で交付確定を行い、県監査委員の監査も受けていることから、適正に執行されたと認識している。なお、県からの補助金が請求者のいう88,148,303円の前金であるということは確認されていない。

3 補助事業の事務処理状況について

当該事業に係る補助金事務は、「静岡県補助金等交付規則（以下「交付規則」という。）」及び「全国規模スポーツ大会開催事業費補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）」に基づき、実施している。

平成27年度分からの当該事業の交付要綱では、趣旨は「スポーツの振興を図るため、県内において全国規模のスポーツ大会を開催する団体に対し、補助金を交付するもの」、補助の対象は、「県が実施する「全国規模スポーツ大会開催事業」において補助の対象と認められた大会等を主催する団体等」、補助額は「「全国規模スポーツ大会開催事業」に係る予算の定めるところによる」としている。なお、平成7年度及び11年度の交付要綱及び会計関係書類は、保存期間が過ぎて現存していない。

教育委員会で保管されている監査調書からは、以下のとおり補助金の事務執行状況について確認した。

(1) 平成7年度「アジア女子バスケットボール選手権大会」に対する補助金

(ア) 補助金交付決定

教育委員会は、第16回女子ABC実行委員会から提出された交付申請書、事業計画書、収支予算書及び資金状況調べを審査し、平成7年6月12日に20,000,000円の補助金の交付の決定をした。

(イ) 補助金の交付確定及び支払い事務

教育委員会は、第16回女子ABC実行委員会に対して平成7年7月7日に概算払いとして10,000,000円支払った。さらに事業完了後、第16回女子ABC実行委員会から提出された実績報告書、事業実績書及び収支決算書を確認の上、平成7年10月26日に総事業費155,686,306円に対し交付確定し、平成7年11月10日に10,000,000円を支払った。

(2) 平成11年度「第18回女子アジアバスケットボール選手権大会」に対する補助金

(ア) 補助金交付決定

教育委員会は、協会から提出された交付申請書、事業計画書、収支予算書及び資金状況調べを審査し、平成11年6月3日に20,000,000円の補助金の交付の決定をした。

(イ) 補助金の交付確定及び支払い事務

教育委員会は、平成11年6月18日に概算払いとして10,000,000円支払った。さらに、事業完了後に協会から提出された実績報告書、事業実績書及び収支決算書を確認の上、平成11年9月3日に2,660,000円減額の交付決定をし、9月10日に総事業費130,558,261円に対し交付確定の上、9月30日に、7,340,000円を支払った。

上記のとおり、補助金の交付にあたっては、交付確定額である平成7年度20,000,000円、平成11年度17,340,000円に対してそれぞれ同額を交付していることから、請求者が主張する交付規則第17条2項に規定する「その額をこえる県費補助金等が交付されているときは期限を定めて返還させなければならない」に該当する交付確定額を超える交付にはあたらない。

4 補助金の返還額について

請求者は、協会の余剰金88,148,303円を県、市、日本バスケットボール協会が交付した補助金205,370,000円の交付額の比率で按分し、県の返還額を16,042,991円としているが、上記3のとおり交付規則第17条2項に定める補助金の返還事由が存在しないため、請求者のいう返還額の主張

は認められない。

5 結論

以上のことから、請求者の主張に基づいて必要な措置行う事由は存在しない。

(注) 「静岡県職員措置請求に対する意見書」原文に即して記載した。なお、陳述時及び陳述後に監査対象機関が修正を申し出た箇所は修正されている。

また、監査対象機関は、平成29年1月16日に自治法第242条第7項の規定に基づく陳述を行った。陳述には同項の規定により請求人の立会いを認め、請求人のうち清水氏と請求人代理人が立ち会った。

陳述では、上記の意見書に沿って陳述がなされるとともに、次のような意見等が補足された。

(意見等)

- ・ 本件については、平成28年9月9日の新聞報道で知った。
- ・ 県の会計書類の保存期間は5年とされているため、関係書類はすべて保存されていない。
- ・ 補助金が不正に流用されたかどうかという報道がされたので、県として法的に何ができるかを県の法務担当課に確認した。時効についてや、調査権限がどこまで及ぶかについて確認し、交付から10年以上経過して、法的に補助金に係る調査権限がないこと、相手が応じる範囲で任意の調査は可能であることを確認した。
- ・ 任意の調査では、県協会会長側と県協会理事長側の双方に対して、補助金が不正に流用されたかどうか、状況確認をしたいと考えている。
- ・ 平成28年10月中旬に、県協会会長側、県協会理事長側双方に、報道で公表されている内容についての確認と、内部調査の進捗状況についての確認をしたい旨話をしたが、今回は任意の調査、相手が調査に応じる範囲でということもあったので、双方の意向を尊重した。その中で、県協会会長側から内部調査を行っているので、調査後にしてほしいと依頼があったため日程を先延ばしした。
- ・ 補助金交付先への調査権限は、静岡県補助金等交付規則第17条に返還規定があり、それによると補助金の交付決定を取消した場合とあり、同規則第16条で補助金の決定の取消という条項がある。補助金の取消決定権に請求権、調査権限が付随していると考え、その調査権限自体が10年で時効となることを県の法務担当課に確認した。
- ・ 県協会理事長側の特別調査委員会の調査の状況は、現時点では把握していない。
- ・ 現時点での県協会への確認状況は、平成29年1月5日に県協会会長側に対する調査を行い、調査の目的と調査の進め方を説明し、今後、調査をしていきたい旨を話した。同月6日に県協会理事長側に対する調査を行い、調査の目的と調査の進め方を説明し、今後、調査をしていきたい旨を話した。また、不正利用されているという報道に対する認識、8,800万円余と言われている余剰金に対する認識について確認した。県協会会長側は、公表されているとおり、8,814万円余の資金が、大会の補助金を原資として不正に蓄えた資金であるとの認識であり、県協会理事長側は、大会運営とは別に集めた資金から発生したものであるとの認識であり、それぞれの認識が違うことは確認してい

る。双方には、それぞれの主張を裏付ける資料の確認をしていきたい旨を伝えており、詳細な調査はこれからとなる。年数が経ってしまっている補助金であり、客観的な状況を確認できない限りは結論を出しにくい。まずは、裏づけ資料の確認を進めつつ一定の結論を出したいと考えている。結論を出す時期は、どういった資料が確認できるかによって変わってくると思われるが、できるだけ早く行いたい。

- 任意の調査は、できるだけ早い段階で行いたいが、県に關係書類がない。かなり昔の補助金であり、客観的資料があるかどうかは不明であり、厳しいところはあるが、着実にやっていきたい。できるだけ早くという意識は持っているが、段取りをとる期間はそれなりにかかると認識している。
- 仮に請求人の主張するように、県協会に交付した補助金が余剰金の原資であることが確認できた場合、県の対応は2つあり、1つは、不当利得とした場合、余分に補助金を交付してはならないしは余剰金がそれに直結していた場合については、交付決定の取消権等を含め10年の時効と考えている。返還請求自体は権限としてはできないが、任意の返還のお願いは可能と考えている。もう1つは、不法行為による損害賠償請求という観点で、これは20年の時効となる。この場合、平成11年度の補助金は20年経過していないが、不法行為の立証が前提となるため、その確認が先となると考えている。
- 「全国規模スポーツ大会開催事業費補助金交付要綱」については、いつ頃からあったものかは確認しきれていない。当時の所管は、県教育委員会事務局である。平成27年度の要綱との違いは、平成26年度以前は単年度要綱としていたので、平成7年度及び11年度当時も単年度要綱であったと認識しているが、平成27年度以降は継続要綱としている。単年度要綱のときは毎年度交付先と金額を要綱で定めていたが、現在の要綱では定めていない。交付先が、平成7年度は第16回女子ABC実行委員会、平成11年度は県協会と異なっている理由は、当時の監査調書の事実を拾っただけであるため、わからない。
- 当該補助金の実績報告書、事業実績書、収支決算書の確認にあたっては、当時の担当者への聞き取りでは、支出項目に係る關係書類、金額の根拠となる算定資料の提出は求めていたが、支出項目に対応する領収書の提出までは求めていないと聞いている。
- 当該補助金の事務処理において、書類を確認し、チェックし、補助している。補助金の交付確定額を超えているという事実が確認できない限り、現時点では交付確定額を超える交付にはあたらないと認識せざるを得ない。
- 平成7年度の補助金交付先である第16回女子ABC実行委員会と県協会との關係は、当時の協会關係者に確認しないとわからない。平成11年度の補助金交付先は県協会となっているが、大会運営まで名実ともに運営していたかは確認していない。
- 県協会が行っている内部調査の状況については、県協会会長側は11月19日に一定の調査結果を出したが、さらに、追跡調査をしたいと、県協会理事長側は1月中に調査結果を出したいと聞いている。
- 平成7年以前に特別会計が存在していたかについては、協会内部のことであり、承知していない。
- 静岡県補助金等交付規則第16条で、交付決定の取消の要因として、他に流用した場合、交付決定

の内容に又はこれに附した条件に違反した場合等があり、この場合には、交付決定を取り消すという形となっているが、10年の時効があるので、交付決定取消権を行使して返還させることは考えていない。ただし、社会通念上、一般的にここまで問題視されているし、交付金としてどう使われたかというところの問題もあり、あくまで立証された場合であるが、任意で返還のお願いをするしかない。不法行為による損害賠償請求権は20年の時効があるが、不法行為の立証自体がどこまでできるかわからない。

- ・ 請求人が補助金の返還額を交付額の比率で按分計算している点については、当時の収入には、補助金や広告料収入、事業者から集めた資金等があり、もし按分するならば、どのように余剰したかということが1つの考え方としてあり、必ずしも機械的に按分するやり方が全てではないと思う。
- ・ 補助金等の交付に関係せずに、県協会の通常の運営に関して、監査対象機関は、助言や指導する立場にない。また、一般社団法人化に際して、監査対象機関が関与していることもない。
- ・ 措置請求書添付の甲第5号証の新聞記事に「協会の当時の財務委員長が最近、別の元役員に「時効になったとしても県と市に知れたらまずい」と不正の認識を打ち明けたと説明した」とある点については、現時点では調査していない。状況は直接確認したいが、証言だけでなく、証言を立証する資料等を確認したい。

5 監査対象機関への聞き取り（要旨）

監査対象機関が行っている県協会に対する任意の調査の現況を確認するため、平成29年1月24日、監査委員事務局が監査対象機関から聞き取りを行った。その内容は、以下のとおりである。

(1) 平成29年1月5日及び同月6日の調査

平成29年1月5日に県協会会長側に対し、同月6日に県協会理事長側に対し、それぞれ調査を行った結果、余剰金、収支報告に関し、下表のとおり発言があった。

区分	県協会会長側	県協会理事長側
大会の余剰金について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大会への補助金を原資として不正に蓄えた資金で、額は 88,148,303 円である。 ・ 現在は、52,352,896 円を定期預金で運用している。 ・ 平成28年3月まで、県協会内での報告はなかった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大会運営とは別に集めた資金から発生したもので、額は 88,148,303 円である。 ・ 現在は、62,552,652 円を定期預金で運用している。 ・ 資金の存在は過去の協会決算時に間接的に報告済みである。
大会の収支報告について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 余剰金が出ていたが、全額使い切ったように県、静岡市に対して虚偽の報告をした。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大会運営に係る収支は県、静岡市への報告どおりであり、虚偽ではない。

(2) 平成29年1月20日及び同月23日の調査

平成29年1月20日に県協会会長側に対し、同月23日に県協会理事長側に対し、それぞれ調査を行った結果は下表のとおりであった。

県協会会長側	県協会理事長側
<ul style="list-style-type: none"> ・資金の流れについては、県協会会長の記者会見資料により説明は受けたが、その根拠について資料の提出や説明はなかった。不正の根拠資料を提出するように伝えた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・大会の広告料収入は、スポンサーが限られるなど制限があったため、その確保も限られてしまうことから、大会運営とは別に寄付金として、選手強化のための資金を集めたと説明があった。根拠はこれから調べたいとしている。

(3) 今後の対応

- ・監査対象機関としては、できるだけ早く調査の結論を出したい。

第4 監査の結果

1 認定した事実

監査の結果、認定した事実は次のとおりである。

(i) 全国規模スポーツ大会開催事業費補助金

ア 平成7年度に交付された補助金（以下「平成7年度補助金」という。）

平成7年7月24日から30日にかけて静岡市で開催された第16回女子アジアバスケットボール選手権大会に対する補助金で、当時所管していた静岡県教育委員会事務局（以下「県教委事務局」という。）の「平成8年度監査・決算審査調書」に以下のとおり記載がある。

対象事業名	全国規模スポーツ大会開催事業費補助金
交付先	第16回女子ABC実行委員会
補助の根拠	全国規模スポーツ大会開催事業費補助金交付要綱
事業の実績	アジア女子バスケットボール選手権大会
総事業費	155,686,306円
補助額	20,000,000円
補助率	定額
交付決定	(年月日)平成7年6月12日 (金額)20,000,000円
交付	(年月日)平成7年7月7日 (金額)10,000,000円
	(年月日)平成7年11月10日 (金額)10,000,000円
事業完了	(年月日)平成7年10月20日 (確認年月日)平成7年10月26日

イ 平成11年度に交付された補助金（以下「平成11年度補助金」といい、「平成7年度補助金」と併せて「当該補助金」という。）

平成11年5月1日から9日にかけて静岡市で開催された第18回女子アジアバスケットボール選手権大会に対する補助金で、当時所管していた県教委事務局の「平成12年度監査・決算審査調書」に以下のとおり記載がある。

対象事業名	全国規模スポーツ大会開催事業費補助金
交付先	静岡県バスケットボール協会
補助の根拠	全国規模スポーツ大会開催事業費補助金交付要綱
事業の実績	第18回女子アジアバスケットボール選手権大会
総事業費	130,558,261円
補助金額	17,340,000円
補助率	定額
交付決定	(年月日)平成11年6月3日 (金額)20,000,000円
	(年月日)平成11年9月3日 (金額)△2,660,000円

交付	(年月日) 平成11年6月18日 (金額) 10,000,000円
	(年月日) 平成11年9月30日 (金額) 7,340,000円
事業完了	(年月日) 平成11年8月17日 (確認年月日) 平成11年9月10日

ウ 事務の移管

全国規模スポーツ大会開催事業費補助金の事務は、平成27年度までは県教委事務局で執行していたが、県の組織改正により、平成28年度から監査対象機関に移管された。

(2) 関係書類の保存状況

ア 保存期間の定め

静岡県文書管理規則（平成13年静岡県規則第25号）第10条では、以下のとおり定められており、同規則別表で「会計上の帳票及び証拠書類」は第3種（保存期間が5年のもの）に区分されている。

（公文書の保存期間）

第10条 公文書の保存期間は、長期、10年、5年、3年、1年又は1年未満のいずれかの期間とする。

2 文書管理者は、別表に定める基準に基づき、公文書ファイルごとに保存期間を設定しなければならない。

3 第1項の保存期間は、公文書ファイルを作成した日の属する年度の翌年度の初日から起算するものとする。

（以下略）

イ 保存状況

当該補助金の関係書類の保存期間は、上記アの規定に基づき5年と設定されていたため、平成7年度補助金の関係書類は平成12年度末、平成11年度補助金の関係書類は平成16年度末で保存期間が満了し、現在はすべて廃棄処分されている。そのため、当該補助金については上記(1)の監査・決算審査調書に記載があるのみで、当該補助金の内容を確認できる書類は、監査対象機関及び県教委事務局のいずれにも保存されていない。

(3) 静岡県補助金等交付規則

静岡県補助金等交付規則（昭和31年静岡県規則第47号、以下「交付規則」という。）では、補助金の返還に関して、次の定めがある。

（決定の取消し）

第16条 知事は、県費補助事業者等について、次の各号のいずれかの事実が判明したときは、県費補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 県費補助金等の他の用途への使用をしたこと。

(2) 県費補助事業等に関して県費補助金等の交付の決定の内容又はこれに附した条件に違反したこと。

(3) 県費補助事業等に関して法令又はこれに基づく知事の処分に違反したこと。

(4) 第4条の2各号のいずれかに該当すること。

(中略)

4 前3項の規定は、県費補助事業等又は間接補助事業等について交付すべき県費補助金等又は間接補助金等の額の確定があった後についても、適用があるものとする。

(以下略)

(返還)

第17条 県費補助金等又は間接補助金等の交付の決定を取り消した場合において、県費補助事業等又は間接補助事業等の当該取消に係る部分に関し、すでに、県費補助金等又は間接補助金等が交付されているときは、期限を定めて返還させなければならない。

2 県費補助事業者等又は間接補助事業者等に交付すべき県費補助金等又は間接補助金等の額を確定した場合において、すでにその額をこえる県費補助金等又は間接補助金等が交付されているときは、期限を定めて返還させなければならない。

(以下略)

(4) 当該補助金事務の処理状況

当該補助金事務の処理状況は、上記(2)イのとおり、当該補助金の関係書類が保存されていないため、確認できない。上記第3の4の意見書及び陳述によれば、監査対象機関が当時の事務担当者から聞き取ったところ、当該補助金の額の確定にあたっては、県に提出された実績報告書、事業実績書及び収支決算書だけでなく、支出項目の関係書類、金額の根拠となる算定資料の提出も求めて確認しており、監査対象機関は、適正に執行されたと認識しているとしている。

(5) 県協会について

ア 概要

県協会規約（平成27年3月14日改定施行）によれば、静岡県におけるバスケットボール競技の健全なる普及発展を図ることを目的（第3条）とした団体で、競技会ならびに講習会等の開催、競技力向上ならびに競技規則審判の研究指導、その他県協会の目的達成に必要な事業を行い（第4条）、静岡県内のバスケットボール愛好者をもって組織する（第5条）とされている。役員として、会長、副会長、理事長、副理事長、理事、監事等がおかれている（第7条）。

平成28年11月20日の新聞報道によれば、任意団体である県協会の一般社団法人移行に際し、その手続きや基金の扱いを巡り県協会会長と県協会事務局が対立している状況にある。

イ 監査対象機関との関係

監査対象機関は、県協会の通常の運営に関しては、指導・助言する立場になく、県協会の一般社団法人移行手続きにも関与していない。

(6) 本件措置請求に係る県の対応状況

ア 陳述実施時点までの状況

・平成28年9月9日：平成7年7月24日から30日にかけて開催された「アジア女子バスケットボ

ール選手権大会」及び平成11年5月1日から9日にかけて開催された「第18回女子アジアバスケットボール選手権大会」に対する県や静岡市の補助金を原資とした不明瞭な資金として、県協会の基金の存在について、新聞報道がされた。県は、この報道により、本件について知った。

- ・平成28年9月中旬： 県は、上記の報道を受け、県教委事務局が保管している監査・決算審査調書で当該補助金支出の事実を確認した。なお、その他の関係書類は、保存期間としている5年を過ぎていて、現存していないことを確認した。
- ・平成28年9月下旬： 時効の問題や調査権限がどこまで及ぶかなど、県として法的に何ができるかを県法務文書課に相談した。その結果、当該補助金の交付から10年以上経過しており、法的に調査権限はないが、相手が応じる範囲で任意の調査は可能であることを確認した。
- ・平成28年10月5日： 9月議会文化観光委員会において、県は、本件について、県協会内部の調査の状況を見極めた上で、法的な権限に基づかない「任意の調査」の実施を検討する旨を答弁した。この調査では、補助金が不正流用されたのか、県協会会長側、県協会理事長側の双方に対して状況確認したいとしている。
- ・平成28年10月中旬： 県は、県協会会長、県協会理事長の双方に対し、報道されている内容や内部調査の進捗状況等を確認するため訪問したい旨の意向を伝達した。県協会会長から、訪問は、現在行っている調査の終了後にしてほしい旨、依頼があった。
- ・平成28年11月19日： 県協会会長は、県協会が、上記の2大会の余剰金を計上しない虚偽の収支報告をし、県や静岡市から補助金の満額交付を受け、大会の余剰金88,148,303円を管理する口座を開設し、定期預金、国債等で運用している旨の調査結果を公表した。
- ・平成28年12月上旬： 県は、県協会理事長に対し、県協会会長が公表した調査結果も踏まえ、状況確認のための訪問をしたい旨を伝えた。県協会理事長から、訪問は、特別調査委員会の調査終了後にしてほしい旨、依頼があった。
- ・平成28年12月14日： 12月議会文化観光委員会において、県は、本件について速やかに事情を確認する旨を答弁した。
- ・平成28年12月中下旬： 県は、県協会会長及び県協会理事長と調査日程を調整した。
- ・平成29年1月5日～6日： 県は、平成29年1月5日に県協会会長側に対する調査を行い、調査目的、調査の進め方を説明し、今後も調査をしていきたい旨を伝えた。同月6日に県協会理事長側に対する調査を行い、調査目的、調査の進め方を説明し、今後も調査をしていきたい旨を伝えた。また、本件に関する報道に対する認識や余剰金に対する認識を確認した。県は、この調査で、県協会会長側は、公表されているとおり、8,814万円余の資金が、補助金を原資として不正に蓄えた資金であるとの認識であり、県協会理事長側は、大会運営とは別に

集めた資金から発生したものであるとの認識であり、双方の認識に相違があることを確認した。併せて、双方に対し、今後の調査で、それぞれの主張を裏付ける資料の確認をしたい旨を伝えた。

イ 陳述実施後（平成29年1月24日現在）の状況

県は、平成29年1月20日に県協会会長側に対し、同月23日に県協会理事長側に対し、調査を行った。この調査では、双方とも、当時、県協会内に88,148,303円の資金が存在したことは認めているが、資金の現在高については双方の主張は異なっている。また、大会の余剰金、収支報告等に関する双方の主張の根拠となる資料の確認ができなかったため、現時点では、事実関係の確認には至っていない。

(7) 本件措置請求に係る県の今後の対応

県は、双方の主張が分かれているため、今後の調査で、双方からそれぞれの主張を裏付ける資料を求めて調査を行い、できるだけ早い時期に県としての見解を出したいとしている。

2 判断

以上の認定した事実に基づき、本件措置請求について次のとおり判断する。

(1) 自治法第242条第1項の「財産」の解釈

住民監査請求に関して自治法第242条第1項は、「普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の長…（中略）…について、…（中略）…違法若しくは不当に…（中略）…財産の管理を怠る事実…（中略）…があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、…（中略）…必要な措置を講ずべきことを請求することができる。」と規定している。

自治法第242条第1項に規定する財産について、自治法は別段の規定をしていないので自治法上の「財産」に関する一般的規定である自治法第237条第1項の規定に従うこととなる。自治法第237条第1項は、「この法律において「財産」とは、公有財産、物品及び債権並びに基金をいう。」としている。このうち「債権」については、自治法第240条の規定により、「金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利をいう」とされており、交付規則第17条第1項又は第2項に基づく補助金の返還請求権、あるいは、県が有する不当利得返還請求権や不法行為に基づく損害賠償請求権も「債権」に該当する。

(2) 自治法第242条第1項に規定する「財産」は存在するか。

請求人は、当該補助金の一部が余剰金となっていて、県協会がそれを裏金化しているのに、知事は、不当利得返還請求権又は不法行為に基づく損害賠償請求権を行使することにより、その返還を県協会ないし実行行為者に求めるべきであるにもかかわらず、それを怠っていることが違法・不当であると主張している。

しかし、自治法第242条第1項に規定する「財産」、すなわち、本件措置請求において請求人の主張する不当利得返還請求権又は不法行為に基づく損害賠償請求権については、監査の結果、次の理由により、その存在の有無を確認できない。

ア 当該補助金の交付決定、交付額の確定、支払等（以下「交付決定等」という。）に係る関係書類は、静岡県文書管理規則に規定する公文書の保存期間である5年を経過しており存在せず、また、監査対象機関が実施した当時の事務担当者からの聞き取り調査結果からも、交付決定等に係る不適切な事務処理は確認できない。

イ 請求人から提出された事実を証する書面や陳述は、全て県協会が公表した資料に基づくものであり、請求人自らの調査等に基づく新たな証拠書類や公表した資料の根拠となる書類等の提出、それに基づく陳述等は得られなかった。

ウ 監査対象機関が実施している県協会に対する任意の調査において、当時、県協会に88,148,303円の資金が存在したことは認められるものの、請求人が主張する「2大会で生み出された余剰金である」ことの根拠となる証拠書類等や、県協会理事長側が主張する「大会運営とは別に集めた資金から発生したものである」ことの根拠となる証拠書類等の提出がなく、当該資金が生み出された原因が明らかでない。なお、県協会は、内部調査を継続することとしており、監査対象機関は、引き続き、この内部調査の状況を見ながら、逐次任意の調査を実施することとしている。

(3) 自治法第242条第1項に規定する「違法又は不当に財産の管理を怠る事実」があるか。

監査対象機関は、平成28年9月9日の新聞報道により、初めて、当該補助金に係る県協会の余剰金の問題（以下「余剰金問題」という。）を知るに至っている。それ以前は、当該補助金は適正に処理されているとの認識であり、余剰金問題の事実関係はもちろん、請求人の主張する当該補助金に係る不当利得返還請求権又は不法行為に基づく損害賠償請求権、すなわち県が管理すべき財産の存在の可能性についても全く認知していない。

また、監査対象機関は当該補助金に係る関係書類を保有しておらず、監査の結果、交付決定等の事務が不適正であったか否か、また、県協会による意図的な不正があったか否かを判断するに足る証拠も確認できないことから、違法又は不当に財産の管理を怠っていたか否かを確認できない。

また、余剰金問題を知った後も、当該補助金に係る関係書類の調査や当時の事務担当者への聞き取り、さらに、当該補助金の交付先である県協会への調査依頼等を行い、事実関係の把握に努めている。当該補助金の交付から相当年月を経過しており、法的にも調査に制約があることも考慮すれば、違法又は不当に財産の管理を怠っているとまでは言えない。

3 結論

以上のことから、県が損害を蒙っているか否かを確認できないので、請求人の主張に理由があると認めることはできず、本件措置請求は棄却する。

4 意見

本件措置請求は棄却したが、現在、県が、県協会に対して調査を継続中であることを踏まえ、自治法第199条第10項に基づき、次のとおり意見を述べる。

監査対象機関は、余剰金問題に関する調査を早急に進め事実関係の把握に努めるとともに、調査結果に基づき、適切な措置を講じられたい。

また、補助金の交付決定や交付額の確定等の事務処理にあたっては、県民に疑念を抱かれることのないよう、引き続き、入念なチェックに努められたい。